



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社フェヴリナホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松浦 正英
(コード番号 3726 東証マザーズ)
問合せ先 管理本部長 堀川 大輔
(TEL. 092-720-5460)

当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、井 康彦氏（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けにおける当社の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 氏名	井 康彦
(2) 住所	福岡県福岡市中央区
(3) 上場会社と公開買付者との関係	
資本関係	公開買付者は当社の普通株式を 137,500 株（所有割合 2.37%）保有しております。また、公開買付者がその発行済株式の議決権の 100%を保有し、代表取締役を務める株式会社ウェルホールディングスは当社の普通株式を 1,230,500 株（所有割合 21.18%）保有しております。
人的関係	公開買付者と当社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はございません。
取引関係	公開買付者と当社の間には、記載すべき取引関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と当社との関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はございません。
関連当事者への該当状況	公開買付者がその発行済株式の議決権の 100%を保有し、代表取締役を務める株式会社ウェルホールディングスは、当社のその他の関係会社に該当するため、関連当事者に該当いたします。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けの妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明することを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、健康食品の通信販売事業を行う株式会社エバーライフの創業者であり、当社の子会社である株式会社フェヴリナは、株式会社エバーライフの化粧品事業部門が分離・独立した会社が原点となっております。

公開買付者は、本書提出日現在、当社の普通株式 137,500 株（当社が平成 25 年 5 月 13 日に提出した第 11 期第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 5 月 13 日現在の当社普通株式の発行済株式総数（5,808,670 株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして 2.37%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り同様に計算しております。))を保有しており、特別関係者である株式会社ウエルホールディングス（公開買付者が、その発行済株式の議決権の 100%を保有し、かつ、代表取締役を務めており、不動産・投資事業を営んでおります。）が保有する 1,230,500 株（所有割合にして 21.18%）を合計すると、当社の普通株式 1,368,000 株（所有割合にして 23.55%）を保有しております。

公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場している当社の発行済株式のうち、当社の主要株主である佐藤裕之氏（以下「佐藤氏」といいます。）が所有する当社普通株式（本書提出日現在の所有株式数 948,550 株、所有割合にして 16.33%）並びに当社の株主である江口勇治氏、田代俊彦氏、横山雅彦氏、奥藪英樹氏、角英信氏、奥田剛氏、小松哲也氏、熊田春雄氏（以下「江口氏他」といいます。）が所有する当社普通株式（本書提出日現在の所有株式数 141,230 株、所有割合にして 2.43%）の合計である 1,089,780 株の当社普通株式（所有割合にして 18.76%）（以下「本応募予定株式」といいます。）を取得することを目的として、本公開買付けを実施することです。

佐藤氏及び江口氏他は、当社が平成 24 年 10 月 1 日付で株式交換により完全子会社化した株式会社ソフトエナジーホールディングス（以下「SEH」といいます。その後、平成 25 年 4 月 26 日付で持分法適用関連会社に異動しております。）の役員又は従業員であり、SEHの株主として当該株式交換により当社普通株式の割当を受けた者です。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設けず、買付予定数の上限を本応募予定株式の数と同数である 1,089,780 株（所有割合にして 18.76%）としており、当該上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

本公開買付けにあたり、公開買付者は当社の株主である佐藤氏及び江口氏他（平成25年5月16日現在の所有株式数1,089,780株、所有割合にして18.76%）との間で、平成25年5月17日付で公開買付応募契約書（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。（本公開買付応募契約の概要については、下記「3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）

② 本公開買付けの背景及び理由

（i）本公開買付けを実施する背景

公開買付者は、健康食品の通信販売事業を行う株式会社エバーライフの創業者であり、当社の子会社である株式会社フェヴリナは、株式会社エバーライフの化粧品事業部門が分離・独立した会社が原点となっております。公開買付者は、創業時より安定株主として当社の事業を支援していただいております。

当社は、平成24年7月1日に当社を分割会社、当社の100%子会社である株式会社フェヴリナを承継会社とする吸収分割を行い、商号を株式会社フェヴリナホールディングスとし純粋持株会社へと移行し、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、既存事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できるリチウムイオン電池を主とする二次電池に関わるエンジニアリング事業に参入するため、平成24年10月1日付で、当社を株式交換完全親会社とし、SEHを株式交換完全子会社とする株式交換により、SEHと経営統合を行ないました。

しかしながら、当社は、SEHの事業について、主たる市場である日本国内の電気自動車（EV）市場の立ち上がりが想定よりも遅れていること、日中・日韓関係の悪化及び中国経済の減速などによる量産設備投資のずれ込みなどにより、事業計画の見直しを余儀なくされ、また、今後ワールドワイドでの競争激化が見込まれる中、SEHが当該事業を拡大するためには、更なる投資資金・運転資金を支える柔軟な資本政策及びより高度な経営戦略、営業戦略の実行が必要であるとの認識に至り、SEHの第三者割当増資によるMBO（マネジメント・バイアウト）を行うことにより、SEHの財務体質の強化を行うとともに、今後の資本政策や経営戦略を柔軟に実施できる体制を構築することとしました。

その結果、SEHは、平成25年4月26日に、SEH役職員佐藤氏を主な組合員として組成されたソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合を割当先として第三者割当増資を実施し、これにより、SEHは当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

SEHは当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しましたが、当社はSEHを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、当社とSEHとの間で平成25年4月26日付で業務提携契約が締結され、引き続き、SEHの電池開発事業のノウハウを活かし、一般消費者向けに開発された商品を、当社の子会社である株式会社フェヴリナの販売網を通じて積極的に拡販していく予定であり、当該協力体制の実効性を担保するために、当社からSEHに役員を派遣することも合意されています。

佐藤氏及び江口氏他は、SEHに対し供給する資金に充当するため、彼らが保有する当社の株式を売却する意向を、当社に示しておりましたが、協議の上、当社とのかような関係に鑑みて、本応募予定株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、当社の企業価値等に悪影響を及ぼさないようにするため、当社を介して当社の安定株主である公開買付者に本応募予定株式を売却する意向を提示いたしました。

(ii) 本公開買付けを実施する理由

「(i) 本公開買付けを実施する背景」に記載のとおり、公開買付者は、当社を介して、佐藤氏及び江口氏他の売却の意向を受けました。

公開買付者は上記売却の意向を受け、本応募予定株式が一斉に市場に流出することは、当社株式の流通市場における価格形成を歪め、当社株式の株価を乱高下させ、ひいては当社の企業価値を損ねるおそれがあるとの考えに至ったとのことです。

そこで、公開買付者は、佐藤氏及び江口氏他から本応募予定株式を買い付けることにより、かかる悪影響を排除できると判断し、佐藤氏及び江口氏他と協議・交渉の上、本応募予定株式を取得することを目的として、本公開買付けを実施するとのことです。

③ 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び当社の意見の理由

当社は、平成 24 年 7 月 1 日に当社を分割会社、当社の 100%子会社である株式会社フェヴリナを承継会社とする吸収分割を行い、商号を株式会社フェヴリナホールディングスとし純粋持株会社へと移行し、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、既存事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できるリチウムイオン電池を主とする二次電池に関わるエンジニアリング事業に参入するため、平成 24 年 10 月 1 日付で、当社を株式交換完全親会社とし、SEHを株式交換完全子会社とする株式交換により、SEHと経営統合を行ないました。

しかしながら、当社は、SEHの事業について、主たる市場である日本国内の電気自動車(EV)市場の立ち上がりが想定よりも遅れていること、日中・日韓関係の悪化及び中国経済の減速などによる量産設備投資のずれ込みなどにより、事業計画の見直しを余儀なくされ、また、今後ワールドワイドでの競争激化が見込まれる中、SEHが当該事業を拡大するためには、更なる投資資金・運転資金を支える柔軟な資本政策及びより高度な経営戦略、営業戦略の実行が必要であるとの認識に至り、平成 25 年 4 月 26 日開催の当社取締役会において、SEHがソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合(SEHの役職員が中心となり、自社事業の機動的な意思決定、積極的な事業展開を行い、事業を成長させることを目的に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任ファンドであります。)を割当先とする第三者割当による新株式発行を行い、財務体質の強化を行うとともに、今後の資本政策や経営戦略を柔軟に実施できる体制を構築することを決定致しました。当社は、SEHの第三者割当増資を通じた役職員などによるMBOを行うことにより、SEHの財務体質の強化を行うとともに、SEHがより激化する市場環境の中で、より早く経営戦略や柔軟な資本政策を実施することが可能となると判断いたしました。

その結果、SEHは、平成 25 年 4 月 26 日開催の同社臨時株主総会において、SEH役職員佐藤氏を主な組合員として組成されたソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施することを決議し、同日に増資を完了いたしました。これにより、当社のSEH株式の所有割合が37.71%となり、SEHは、当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

SEHが当社の連結子会社から持分法適用関連会社に異動したとはいえ、当社はSEHを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、当社とSEHとの間で平成 25 年 4 月 26 日付で業務提携契約を締結し、引き続き、SEHの電池開発事業のノウハウを活かし、一般消費者向けに開発された商品を、当社の子会社である株式会社フェヴリナの販売網を通じて積極的に拡販していく予定であり、当該協力体制の実効性を担保するために、当社からSEHに役員を派遣することも合意されています。

このような状況のもと、SEHの役職員である佐藤氏及び江口氏他は、ソフトエナジーMBOファンド1号投資事業有限責任組合へ出資する資金に充当するため、彼らが保有する当社の株式を売却する意向を、平成25年4月26日に当社に示しました。当社は、佐藤氏及び江口氏他との協議により、SEHが当社の持分法適用関連会社に異動したとはいえ、当社がSEHを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けていること及び本応募予定株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、当社の企業価値等に悪影響を及ぼさないようにすることが必要であると考え、平成25年4月30日、当社の安定株主である公開買付者に、佐藤氏及び江口氏他が保有する当社株式を売却する意向である旨を伝えるとともに、当該当社株式の取得を申し入れました。

かかる意向を受けた公開買付者は、本応募予定株式について、一定の条件で公開買付を実施したい旨の説明を当社に行い、当社は平成25年5月17日開催の当社取締役会において、企業価値及び株主の共同利益貢献の観点、株主間の公平性の観点から慎重に協議・検討を重ねた結果、公開買付者が創業期からの安定株主であること、その公開買付者の所有割合が増加することにより安定株主と当社との関係を強化し、安定してコア事業の再構築を行なうことによる業績の向上を図ることによって株主価値を向上させることが可能となりうること、並びに、本公開買付けは当社の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、また、公開買付者及び当社は本公開買付け後も当社の普通株式の上場を維持する方針であることを理由に、全取締役3名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議いたしました。

その一方で、本公開買付けは実質的に大株主間の当社株式の売買であり、本公開買付けによる買付価格は、公開買付者と佐藤氏及び江口氏他との協議・交渉の上で決定されたものであるため、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、当社の株主の判断に委ねることも併せて決議いたしました。

また、当社取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、全監査役3名（監査役3名は社外監査役であります。）のいずれからも異議は述べられておりません。

④ 本公開買付け後の経営方針

本公開買付けに関連して、当社と公開買付者又はその特別関係者との間で当社の経営方針に関する何らかの合意がなされるものではありません。また、公開買付者は、当社への役員の派遣についても予定していないとのことです。

従って、当社の取締役会を含む事業運営体制は、本公開買付け後も大きな変更はなく、当社は、継続して事業を運営する予定です。

(3) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を1,089,780株（買付等を行った後における所有割合42.31%）として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後も東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の上場は、維持される予定です。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、平成25年5月17日付で、本応募予定株式について、佐藤氏及び江口氏他との間で本公開買付応募契約を締結しており、佐藤氏及び江口氏他が所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募することについて合意しているとのことです。

佐藤氏及び江口氏他は、本公開買付応募契約において、①公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、②公開買付者が、本公開買付けへの佐藤氏及び江口氏他による応募以前において履行すべき本公開買付応募契約上の全ての義務を履行していることを前提条件として本公開買付けに応募し、かつ、撤回しない旨の合意をしているとのことです。もともと、本公開買付応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、佐藤氏及び江口氏他が自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

なお、本公開買付応募契約において、公開買付者は、①公開買付者の本公開買付応募契約の締結及び履行のための権能力及び行為能力の存在並びに本公開買付応募契約の締結及び履行のために必要な手続きの履践、②本公開買付応募契約上の公開買付者の義務の有効性及び強制執行可能性、③本公開買付応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

また、本公開買付応募契約において、公開買付者は、秘密保持義務、契約上の地位の譲渡禁止のほか、公開買付けを開始する義務を負っているとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの背景及び理由」及び「④本公開買付け後の経営方針」、「(3) いわゆる二段階買収に関する事項」並びに「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

なお、本公開買付けが当社の業績に与える影響については軽微であると予想しておりますが、今後、業績予想の修正及び公表すべき事象が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上

(参考) 買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料「株式会社フェヴリナホールディングス株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

平成 25 年 5 月 17 日

各 位

福岡県福岡市中央区
井 康 彦

株式会社フェヴリナホールディングスに対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

井 康彦（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社フェヴリナホールディングス（本社：福岡市中央区、代表取締役社長：松浦 正英（コード番号 3726：東京証券取引マザーズ市場、以下「対象者」といいます。）株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、健康食品の通信販売事業を行う株式会社エバーライフの創業者であり、対象者の子会社である株式会社フェヴリナは、株式会社エバーライフの化粧品事業部門が分離・独立した会社が原点となっております。公開買付者は、対象者が平成 15 年 8 月 14 日に行なった第三者割当増資により発行した株式（当時 1,375 株、4.62%）を引受けた後、安定株主として対象者の事業を支援しています。

公開買付者は、本書提出日現在、対象者の普通株式 137,500 株（対象者が平成 25 年 5 月 13 日に提出した第 11 期第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 3 月 31 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（5,808,670 株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして 2.37%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。)) を保有しており、特別関係者である株式会社ウェルホールディングス（公開買付者がその普通株式の発行済株式の 100%を保有し、かつ、代表取締役を務めており、不動産・投資事業を営んでおります。）が保有する 1,230,500 株（所有割合にして 21.18%）を合計すると、対象者の普通株式 1,368,000 株（所有割合にして 23.55%）を保有しております。

公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場している対象者の発行済株式のうち、対象者の主要株主である佐藤裕之氏（以下「佐藤氏」といいます。）が所有する対象者普通株式（本書提出日現在の所有株式数 948,550 株、所有割合にして 16.33%）並びに対象者の株主である江口勇治氏、田代俊彦氏、横山雅彦氏、奥藪英樹氏、角英信氏、奥田剛氏、小松哲也氏及び熊田春雄氏（以下「江口氏他」といいます。）が所有する対象者普通株式（本書提出日現在の所有株式数 141,230 株、所有割合にして 2.43%）の合計である 1,089,780 株の対象者普通株式（所有割合にして 18.76%）（以

下「本応募予定株式」といいます。)を取得することを目的として、公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたします。

佐藤氏及び江口氏他は、対象者が平成24年10月1日付けで株式交換により完全子会社化した株式会社ソフトエナジーホールディングス(以下「SEH」といいます。その後、平成25年4月26日付けで持分法適用関連会社に異動しております。)の役員又は従業員であり、SEHの株主として当該株式交換により対象者普通株式の割当を受けた者です。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設けず、買付予定数の上限を本応募予定株式の数と同数である1,089,780株(所有割合にして18.76%)としており、当該上限を超える場合は、そのを超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

買付予定株数のすべての買付けを行いますと、対象者の発行済株式数に占める公開買付者の株式数が1,227,280株(所有割合にして21.13%)、買付者と特別関係者である株式会社ウェルホールディングスが保有する1,230,500株(所有割合にして21.18%)をあわせると2,457,780株(所有割合にして42.31%)となります。

本公開買付けにあたり、公開買付者は対象者の株主である佐藤氏及び江口氏他(平成25年5月16日現在の所有株式数1,089,780株、所有割合にして18.76%)との間で、平成25年5月17日付けで公開買付応募契約書(以下「本公開買付応募契約」といいます。)を締結し、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております(本公開買付応募契約の概要については、下記(6)「本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください)。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

① 本公開買付けを実施する背景

公開買付者は、健康食品の通信販売事業を行う株式会社エバーライフの創業者であり、対象者の子会社である株式会社フェヴリナは、株式会社エバーライフの化粧品事業部門が分離・独立した会社が原点となっております。公開買付者は、対象者が平成15年8月14日に行なった第三者割当増資により発行した株式(当時1,375株、4.62%)を引受けた後、安定株主として対象者の事業を支援しています。

対象者は、平成24年7月1日に対象者を吸収分割会社、対象者の100%子会社である株式会社フェヴリナを吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、商号を株式会社フェヴリナホールディングスとし純粋持株会社へと移行いたしました。

その後、対象者は、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、既存事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できるリチウムイオン電池を主とする二次電池に関わるエンジニアリング事業に参入するため、平成24年10月1日付けで、対象者を株式交換完全親会社とし、SEHを

株式交換完全子会社とする株式交換により、S E Hと経営統合を行ないました。

しかしながら、対象者は、S E Hの事業について、主たる市場である日本国内の電気自動車（E V）市場の立ち上がりが想定よりも遅れていること、日中・日韓関係の悪化及び中国経済の減退などによる量産設備投資のずれ込みなどにより、事業計画の見直しを余儀なくされ、また、今後ワールドワイドでの競争激化が見込まれる中、S E Hが当該事業を拡大するためには、更なる投資資金・運転資金を支える柔軟な資本政策及びより高度な経営戦略、営業戦略の実行が必要であるとの認識に至りました。しかし、対象者は、業績・財政状態からS E Hへの追加支援を行うことが困難な状況が続いていることから、平成 25 年 4 月 26 日開催の対象者取締役会において、S E HがソフトエナジーMBO ファンド1号投資事業有限責任組合（S E Hの役職員が中心となり、自社事業の機動的な意思決定、積極的な事業展開を行い、事業を成長させることを目的に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任ファンドであります。）を割当先とする第三者割当による新株式発行を行い、財務体質の強化を行うとともに、今後の資本政策や経営戦略を柔軟に実施できる体制を構築することを決定致しました。対象者は、S E Hの第三者割当増資を通じた役職員などによるMBO（マネージメント・バイ・アウト）を行うことにより、S E Hの財務体質の強化を行うとともに、S E Hがより激化する市場環境の中で、より早く経営戦略や柔軟な資本政策を実施することが可能となると判断いたしました。その結果、S E Hは、平成 25 年 4 月 26 日開催の同社臨時株主総会においてに、佐藤氏を主な組合員として組成されたソフトエナジーMBO ファンド1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施することを決議し、同日に増資を完了いたしました。これにより、対象者のS E H株式の所有割合が 37.71%となり、S E Hは、対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

S E Hが対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者はS E Hを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、対象者とS E Hとの間で平成 25 年 4 月 26 日付業務提携契約が締結され、引き続き、S E Hの電池開発事業のノウハウを活かし、一般消費者向けに開発された商品を、対象者の子会社である株式会社フェヴリナの販売網を通じて積極的に拡販していく予定であり、当該協力体制の実効性を担保するために、対象者からS E Hに役員を派遣することも合意されています。

上記状況の中、S E Hの役職員である佐藤氏及び江口氏他は、ソフトエナジーMBO ファンド1号投資事業有限責任組合へ出資する資金に充当するため、彼らが保有する対象者の株式を売却する意向を、平成 25 年 4 月 26 日に対象者に示しました。対象者は、佐藤氏及び江口氏他との協議により、S E Hが対象者の持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者がS E Hを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、本応募株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、対象者の企業価値等に悪影響を及ぼさないようにすることが必要であると考え、平成 25 年 4 月 30 日、対象者の安定株主である公開買付者に佐藤氏及び江口氏他が保有する対象者株式を売却する意向である旨を伝えるとともに、当該対象者株式の取得を申し入れました。

②本公開買付けを実施する理由

前記、「①本公開買付けを実施する背景」に記載のとおり、公開買付者は、平成 25 年 4 月 30 日に、対象者から佐藤氏及び江口氏他の売却意向及び当該対象者株式の取得の申入れを受けました。

公開買付者は、上記売却の意向を受け、本応募予定株式が一斉に市場に流出することは、対象者株式の流通市場における価格形成を歪め、対象者株式の株価を乱高下させ、ひいては対象者の企業価値を損ねるおそれがあるとの考えに至り、佐藤氏及び江口氏他から本応募予定株式を買い付けることは、本応募予定株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、対象者の企業価値に悪影響を及ぼすものではなく、公開買付者と対象者の双方の利益になると判断し、佐藤氏及び江口氏他が保有する本応募予定株式を取得することを目的として、平成 25 年 5 月 17 日、本公開買付けを実施することといたしました。

なお、本公開買付けは、対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく対象者への役員の派遣も予定しておりません。

③ 対象者における意思決定の過程

対象者は、平成 24 年 7 月 1 日に対象者を吸収分割会社、対象者の 100%子会社である株式会社フェヴリナを吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、商号を株式会社フェヴリナホールディングスとし純粋持株会社へと移行し、対象者は、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、既存事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できるリチウムイオン電池を主とする二次電池に関わるエンジニアリング事業に参入するため、平成 24 年 10 月 1 日付けで、対象者を株式交換完全親会社とし、SEHを株式交換完全子会社とする株式交換により、SEHと経営統合を行ないました。

しかしながら、対象者は、SEHの事業について、主たる市場である日本国内の電気自動車（EV）市場の立ち上がりが想定よりも遅れていること、日中・日韓関係の悪化及び中国経済の減退などによる量産設備投資のずれ込みなどにより、事業計画の見直しを余儀なくされ、また、今後ワールドワイドでの競争激化が見込まれる中、SEHが当該事業を拡大するためには、更なる投資資金・運転資金を支える柔軟な資本政策及びより高度な経営戦略、営業戦略の実行が必要であるとの認識に至り、平成 25 年 4 月 26 日開催の対象者取締役会において、SEHがソフトエナジーMBO ファンド 1 号投資事業有限責任組合（SEHの役職員が中心となり、自社事業の機動的な意思決定、積極的な事業展開を行い、事業を成長させることを目的に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任ファンドであります。）を割当先とする第三者割当による新株式発行を行い、財務体質の強化を行うとともに、今後の資本政策や経営戦略を柔軟に実施できる体制を構築することを決定致しました。対象者は、第三者割当増資を通じたSEHの役職員などによるMBO（マネージメント・バイ・アウト）を行うことにより、SEHの財務体質の強化を行うとともに、SEHがより激化する市場環境の中で、より早く経営戦略や柔軟な資本政

策を実施することが可能となると判断いたしました。その結果、S E Hは、平成 25 年 4 月 26 日開催の同社臨時株主総会においてに、佐藤氏を主な組合員として組成されたソフトエナジーMB0 ファンド 1 号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施することを決議し、同日に増資を完了いたしました。これにより、対象者のS E H株式の所有割合が 37.71%となり、S E Hは、対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

S E Hが対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者はS E Hを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、対象者とS E Hとの間で平成 25 年 4 月 26 日付業務提携契約が締結され、引き続き、S E Hの電池開発事業のノウハウを活かし、一般消費者向けに開発された商品を、対象者の子会社である株式会社フェヴリナの販売網を通じて積極的に拡販していく予定であり、当該協力体制の実効性を担保するために、対象者からS E Hに役員を派遣することも合意されています。

上記状況の中、S E Hの役職員である佐藤氏及び江口氏他は、ソフトエナジーMB0 ファンド 1 号投資事業有限責任組合へ出資する資金に充当するため、彼らが保有する対象者の株式を売却する意向を、平成 25 年 4 月 26 日に対象者に示しました。対象者は、佐藤氏及び江口氏他との協議により、S E Hが対象者の持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者がS E Hを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、本応募株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、対象者の企業価値等に悪影響を及ぼさないようにすることが必要であると考え、平成 25 年 4 月 30 日、対象者の安定株主である公開買付者に佐藤氏及び江口氏他が保有する対象者株式を売却する意向である旨を伝えるとともに、当該対象者株式の取得を申し入れました。

かかる意向を受けた公開買付者は、本応募予定株式について、一定の条件で公開買付を実施したい旨を対象者に伝えました。

対象者は上記の公開買付者の公開買付けの意向を受け、企業価値及び株主の共同利益貢献の観点、株主間の公平性の観点から慎重に協議・検討を重ねた結果、公開買付者が対象者の創業期からの安定株主であること、その公開買付者の所有割合が増加することにより安定株主と対象者との関係を強化し、安定してコア事業の再構築を行なうことができ、それによって株主価値を向上させることが可能となりうること、並びに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、また、公開買付者及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることを理由に、平成 25 年 5 月 17 日の対象者取締役会において公開買付けに賛同の意見を表明するに至ったとのことです。

もともと、対象者は、平成 25 年 5 月 17 日開催の取締役会において、本公開買付けには賛同するが、本公開買付けは実質的に大株主間の対象者株式の売買であり、本公開買付けによる買付価格は、公開買付者と佐藤氏及び江口氏他との協議・交渉の上で決定されたものであるため、買付価格の妥当性については意見を留保するとのことです。よって、対象者は、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねるとの立場をとるとのことです。

④ 本公開買付け後の経営方針

本公開買付に関連して、対象者と公開買付者又はその特別関係者との間で対象者の経営方針に関する何らかの合意はありません。公開買付者は、対象者への役員の派遣を予定しておりません。従って、対象者の取締役会を含む事業運営体制は、本公開買付け後も大きな変更はなく、対象者は、継続して事業を運営する予定です。

(3) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、本応募予定株式を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、対象者株式の追加取得を行う予定はありません。

(4) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を1,089,790株（買付等を行った後における所有割合42.31%）として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後も東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の上場は、維持される予定です。

(5) 公開買付者と対象者株主との間における応募に関する合意

公開買付者は、平成25年5月17日付で、本応募予定株式について、佐藤氏及び江口氏他との間で本公開買付応募契約を締結しており、佐藤氏及び江口氏他が所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募することについて合意しております。

佐藤氏及び江口氏他は、本公開買付応募契約において、①公開買付者の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、②公開買付者が、本公開買付けへの佐藤氏及び江口氏他による応募以前において履行すべき本公開買付応募契約上の全ての義務を履行していることを前提条件として本公開買付けに応募し、かつ、撤回しない旨の合意をしております。もっとも、本公開買付応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、佐藤氏及び江口氏他が自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されておりません。

なお、本応募契約において、公開買付者は、①公開買付者の本公開買付応募契約の締結及び履行のための権利能力及び行為能力の存在並びに本公開買付応募契約の締結及び履行のために必要な手続きの履践、②本公開買付応募契約上の公開買付者の義務の有効性及び強制執行可能性、③本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在について表明及び保証を行っております。

また、本応募契約において、公開買付者は、秘密保持義務、契約上の地位の譲渡禁止のほか、公開買付を開始する義務を負っております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社フェヴリナホールディングス	
② 主な事業内容	持株会社、グループ会社の経営管理	
③ 設立年月日	平成 15 年 12 月 5 日	
④ 本店所在地	福岡市中央区薬院一丁目 1 番 1 号	
⑤ 代表者	代表取締役社長 松浦 正英	
⑥ 資本金	882,788 千円	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	株式会社ウェルホールディングス	21.18%
	佐藤 裕之	16.33%
	井 康彦	2.37%
	鳥居 徹	1.88%
	橋本長太郎	1.32%
	浦田 朗	1.29%
	清水 英明	1.13%
	川端 昇一	0.96%
	小森 昭彦	0.94%
	中西 良太	0.75%
	(注) 上記のほか、自己株式が 10,088 株あります。	
	(※) 上記は、対象者が平成 25 年 5 月 13 日に提出した第 11 期第 2 四半期報告書によるものです。	
⑧ 両社の関係等		
(a) 資本関係	公開買付者は対象者の普通株式を 137,500 株 (所有比率 2.37%) 保有しております。また、公開買付者の特別利害関係者である株式会社ウェルホールディングスは対象者の普通株式を 1,230,500 株 (所有比率 21.18%) 保有しております。	
(b) 人的関係	公開買付者と当社の間には、記載すべき人的関係はありません。また、公開買付者の関係者及び関係会社と当社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はございません。	
(c) 取引関係	該当事項はありません。	
(d) 関連当事者への該当状況	公開買付者の特別利害関係者である株式会社ウェルホールディングスは当社のその他の関係会社に該当するため、関連当事者に該当いたします。	

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

平成25年 5 月 20 日 (月曜日) から平成25年 6 月 14 日 (金曜日) まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法 (以下「法」) 第27条の10第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付期間」) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出

された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成25年6月28日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格 普通株式1株につき金135円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付価格の決定にあたり、公開買付者は対象者株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場していることから、市場株価の平均値を参考にいたしました。

公開買付者は、対象者から対象株式の取得の申入れがあった、平成25年4月30日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の過去12ヶ月間終値単純平均（129.08円）（小数点以下第三位を四捨五入。終値平均の算出において以下同じ。）、過去6ヶ月間終値単純平均（142.17円）、過去3ヶ月間終値単純平均（157.25円）、過去1ヶ月間終値単純平均（178.05円）を基に株式価値を分析し、1株あたりの株式価値を129円から178円と算定いたしました。なお、当該算定は第三者算定機関による算定書を取得しておりません。

公開買付者は、上記分析結果を参考に、本公開買付けの目的が佐藤氏及び江口氏他が売却の意向を表明した本応募予定株式を取得することにあること、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けは応募契約を締結していること等を勘案し、平成25年5月15日に本公開買付価格を普通株式1株当たり135円と決定いたしました。

本公開買付価格である1株当たり135円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年5月16日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値184円、平成25年5月16日までの直近1ヶ月間終値平均190.95円及び平成25年5月16日までの直近3ヶ月間終値平均166.58円に対して、それぞれ26.63%、29.30%、18.96%（小数点以下第三位を四捨五入。）のディスカウントを行った額に相当しています。

なお、公開買付者は、対象者普通株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されており市場価格があることから、当該市場価格を参考とすることが、客観的であると考え、公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

② 算定の経緯

公開買付者は、健康食品の通信販売事業を行う株式会社エバーライフの創業者であり、対象者の子会社である株式会社フェヴリナは、株式会社エバーライフの化粧品事業部門が分離・独立した会社が原点となっております。公開買付者は、対象者が平成15年8月14日に行なった第三者割当増資により発行した株式（当時1,375株、4.62%）を引受けた後、安定株主として対象者の事業を支援しています。

対象者は、平成24年7月1日に対象者を吸収分割会社、対象者の100%子会社である株式会社フェヴリナを吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、商号を株式会社フェヴリナ

ホールディングスとし純粋持株会社へと移行し、対象者は、「時代の潮流を見据えた事業展開」という創業時の発想に立ち戻り、既存事業である化粧品及び健康食品等の通信販売業をコア事業としつつも、今後大きな成長が期待できるリチウムイオン電池を主とする二次電池に関わるエンジニアリング事業に参入するため、平成 24 年 10 月 1 日付けで、対象者を株式交換完全親会社とし、S E Hを株式交換完全子会社とする株式交換により、S E Hと経営統合を行ないました。

しかしながら、対象者は、S E Hの事業について、主たる市場である日本国内の電気自動車（E V）市場の立ち上がりが想定よりも遅れていること、日中・日韓関係の悪化及び中国経済の減退などによる量産設備投資のずれ込みなどにより、事業計画の見直しを余儀なくされ、また、今後ワールドワイドでの競争激化が見込まれる中、S E Hが当該事業を拡大するためには、更なる投資資金・運転資金を支える柔軟な資本政策及びより高度な経営戦略、営業戦略の実行が必要であるとの認識に至り、平成 25 年 4 月 26 日開催の対象者取締役会において、S E Hがソフトエナジー-MB0 ファンド 1 号投資事業有限責任組合（S E Hの役職員が中心となり、自社事業の機動的な意思決定、積極的な事業展開を行い、事業を成長させることを目的に組成された投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく有限責任ファンドであります。）を割当先とする第三者割当による新株式発行を行い、財務体質の強化を行うとともに、今後の資本政策や経営戦略を柔軟に実施できる体制を構築することを決定致しました。対象者は、S E Hの第三者割当増資を通じた役職員などによるMBO（マネージメント・バイ・アウト）を行うことにより、S E Hの財務体質の強化を行うとともに、S E Hがより激化する市場環境の中で、より早く経営戦略や柔軟な資本政策を実施することが可能となると判断いたしました。その結果、S E Hは、平成 25 年 4 月 26 日開催の同社臨時株主総会においてに、佐藤氏を主な組合員として組成されたソフトエナジー-MB0 ファンド 1 号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施することを決議し、同日に増資を完了いたしました。これにより、対象者のS E H株式の所有割合が 37.71%となり、S E Hは、対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動しております。

S E Hが対象者の連結子会社から持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者はS E Hを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、対象者とS E Hとの間で平成 25 年 4 月 26 日付業務提携契約が締結され、引き続き、S E Hの電池開発事業のノウハウを活かし、一般消費者向けに開発された商品を、対象者の子会社である株式会社フェヴリナの販売網を通じて積極的に拡販していく予定であり、当該協力体制の実効性を担保するために、対象者からS E Hに役員を派遣することも合意されています。

上記状況の中、S E Hの役職員である佐藤氏及び江口氏他は、ソフトエナジー-MB0 ファンド 1 号投資事業有限責任組合へ出資する資金に充当するため、彼らが保有する対象者の株式を売却する意向を、平成 25 年 4 月 26 日に対象者に示しました。対象者は、佐藤氏及び江口氏他との協議により、S E Hが対象者の持分法適用関連会社に異動したとはいえ、対象者がS E Hを事業戦略上の重要な関連会社と位置付けており、本応募株式が短期間で大量に市場に流出することによる株価形成に与える悪影響を回避し、対象者の企業価値等

に悪影響を及ぼさないようにすることが必要であると考え、平成 25 年 4 月 30 日、対象者の筆頭株主であり安定株主である公開買付者に佐藤氏及び江口氏他が保有する対象者株式を売却する意向である旨を伝えるとともに、当該対象者株式の取得を申入れました。対象者は上記の公開買付者の公開買付けの意向を受け、企業価値及び株主の共同利益貢献の観点、株主間の公平性の観点から慎重に協議・検討を重ねた結果、公開買付者が対象者の創業期からの安定株主であること、その公開買付者の所有割合が増加することにより安定株主と対象者との関係を強化し、安定してコア事業の再構築を行なうことができ、それによって株主価値を向上させることが可能となりうること、並びに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、また、公開買付者及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることを理由に、平成 25 年 5 月 17 日の対象者取締役会において公開買付けに賛同の意見を表明するに至ったとのことです。

公開買付価格の決定にあたり、公開買付者は対象者株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場していることから、市場株価の平均値を参考にいたしました。

公開買付者は、対象者から対象株式の取得の申入れがあった、平成 25 年 4 月 30 日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の過去 12 ヶ月間終値単純平均 (129.08 円) (小数点以下第三位を四捨五入。終値平均の算出において以下同じ。)、過去 6 ヶ月間終値単純平均 (142.17 円)、過去 3 ヶ月間終値単純平均 (157.25 円)、過去 1 ヶ月間終値単純平均 (178.05 円) を基に株式価値を分析し、1 株あたりの株式価値を 129 円から 178 円と算定いたしました。なお、当該算定は第三者算定機関による算定書を取得しておりません。

公開買付者は、上記分析結果を参考に、本公開買付けの目的が佐藤氏及び江口氏他が売却の意向を表明した本応募予定株式を取得することにあること、対象者の取締役会による本公開買付への賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けは応募契約を締結していること等を勘案し、平成 25 年 5 月 15 日に本公開買付価格を普通株式 1 株当たり 135 円と決定いたしました。

本公開買付価格である 1 株当たり 135 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 25 年 5 月 16 日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値 184 円、平成 25 年 5 月 16 日までの直近 1 ヶ月間終値平均 190.95 円及び平成 25 年 5 月 16 日までの直近 3 ヶ月間終値平均 166.58 円に対して、それぞれ 26.63%、29.30%、18.96% (小数点以下第三位を四捨五入。) のディスカウントを行った額に相当しています。

なお、公開買付者は、対象者普通株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されており市場価格があることから、当該市場価格を参考とすることが、客観的であると考え、公開買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

③ 本公開買付価格の決定

(i) 市場株価に基づく買付価格の決定

公開買付価格の決定にあたり、公開買付者は対象者株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場していることから、市場株価の平均値を参考にいたしました。

公開買付者は、対象者から対象株式の取得の申入れがあった、平成 25 年 4 月 30 日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者株式の過去 12 ヶ月間終値単純平均(129.91 円)(小数点以下第三位を四捨五入。終値平均の算出において以下同じ。)、過去 6 ヶ月間終値単純平均(142.47 円)、過去 3 ヶ月間終値単純平均(157.48 円)、過去 1 ヶ月間終値単純平均(178.05 円)を基に株式価値を分析し、1 株あたりの株式価値を 129 円から 178 円と算定いたしました。なお、当該算定は第三者算定機関による算定書を取得しておりません。

公開買付者は、上記分析結果を参考に、本公開買付けの目的が佐藤氏及び江口氏他が売却の意向を表明した本応募予定株式を取得することにあること、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価動向、本公開買付けは応募契約を締結していること等を勘案し、平成 25 年 5 月 15 日に本公開買付け価格を普通株式 1 株当たり 135 円と決定いたしました。

本公開買付け価格である 1 株当たり 135 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 25 年 5 月 16 日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値 184 円、平成 25 年 5 月 16 日までの直近 1 ヶ月間終値平均 190.95 円及び平成 25 年 5 月 16 日までの直近 3 ヶ月間終値平均 166.58 円に対して、それぞれ 26.63%、29.30%、18.96%(小数点以下第三位を四捨五入。)のディスカウントを行った額に相当しています。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株券(普通株式)	1,089,780 株	一株	1,089,780 株

(注) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,089,780 株、買付等を行った後における所有割合、43.05%)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,375 個	(買付け等前における株券等所有割合 2.41%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	12,305 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.56%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	10,897 個	(買付け等後における株券等所有割合 19.09%)
対象者の総株主の議決権の数	57,077 個	

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数の上限(1,089,780 株)に係る議決権の数を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)」は、対象者の平成 25 年 5 月 13 日提出の第 11 期第 2 四半期報告書に記載された平成 25 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権

の数を記載しております。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の所有割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、発行済株式の数（580,867株）から同日現在の対象者の自己株式の数（10,088株）を控除した数（570,779株）に、平成25年4月1日を効力発生日として実施された対象者普通株式1株を10株に分割する株式分割及び1単元の株式の数を100株とする単元株制度の採用を勧奨した発行済株式の数（5,707,790株）に係る議決権の数（57,077個）を記載しております。

（注3）「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位まで記載しました。

（7）買付代金 147,120,300円

（注）買付代金には、買付予定数の上限（1,089,780株）に1株当たりの買付価格（135円）を乗じた金額を記載しております。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8番1号

② 決済の開始日

平成25年6月20日（木曜日）

（注）法第27条の10第3項により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成25年7月4日（木曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の本店又各支店にてお支払いいたします。

④ 株券等の返還方法

下記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

（9）その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,089,780株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に

規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券の数を超える場合は応募株券の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」という。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の15時まで、以下に指定する者に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」という。)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合は、応募株券等は手続き終了後

これらに限らない。)又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年 5 月 20 日 (月曜日)

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

(11) 公開買付代理人

あかつき証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の本公開買付けに関する合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、平成 25 年 5 月 17 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関する公開買付者の提案内容を慎重に検討した結果、本公開買付けの目的を勘案し、公開買付者が対象者の創業期からの安定株主であること、その公開買付者の所有割合が増加することにより安定株主と対象者との関係を強化し、安定してコア事業の再構築を行なうことができ、それによって株主価値を向上させることが可能となりうること、並びに、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、また、公開買付者及び対象者は本公開買付け後も対象者の普通株式の上場を維持する方針であることから全取締役 3 名の全員一致で、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議いたしました。

その一方で、対象者は、買付価格については市場株価を参考に決定されているもの、公開買付者が応募契約を締結した者との協議により決定した価格であることを勘案し、買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場をとり、対象者の株主の判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

また、対象者取締役会の決議により上記意見を表明することに対して、全監査役 3 名(社外監査役 3 名を含みます。)のいずれからも特に異議は述べられていないとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 上場維持に関する事項

本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を 1,089,780 株(買付等を行った後における所有割合 18.76%)として本公開買付けを実施いたしますので、対象者普通株式は本公開買付け後も東京証券取引所マザーズ市場の上場を維持する方針です。

② 対象者による決算短信の公表

対象者は、平成 25 年 5 月 13 日に、東京証券取引所マザーズ市場において「平成 25 年 9 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

以上